

ご契約のしおり 定款・約款

あさひの

一時払終身

5年ごと利差配当付普通終身保険

あさひの

一時払年金

5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されています。
ぜひ、ご一読くださいますようお願いいたします。

～ はじめに ～

この冊子をご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

お申込みいただきましたら、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

本冊子の構成

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

(保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加することになるため掲載しております)

約 款

ご契約のとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約があります。

当社における個人情報の利用目的について

保険契約等の申込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 当社の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 当社または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※当社の個人情報のお取扱いにつきましては、当社ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しておりますので併せてご確認ください。

お申込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認されるときにご活用ください。

	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
約款	<input type="checkbox"/>	28ページ	60ページ
	<input type="checkbox"/>	29ページ	86ページ
特約	<input type="checkbox"/>	30ページ	100ページ
	<input type="checkbox"/>	33ページ	115ページ
	<input type="checkbox"/>	35ページ	121ページ

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご覧ください。
 ※申込内容等については保険証券でもご確認いただけますので、もう一度よくお確かめください。

もくじ

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

目的別もくじ（主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます）	6
-------------------------------------	---

主な保険用語の説明	8
-----------	---

朝日生命は相互会社です	10
-------------	----

お知らせとお願い

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について	12
2. ご契約お申込手続きの際の留意点について	13
3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	14
4. 保障の見直しをご検討の方へ	15
5. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	16
6. ご契約の取消し、無効、解除について	17
7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について	18
8. 支払査定時照会制度について	19
9. 生命保険契約者保護機構について	21

ご契約に際して

10. 告知について	23
11. 責任開始の時について	25
1. あさひの一時払終身の責任開始の時について	25
2. あさひの一時払年金の責任開始の時について	25
12. 特別条件について	26
13. ご契約内容等の確認制度について	27

特長としくみ

14. 保険の特長としくみについて	28
1. あさひの一時払終身の特長としくみについて	28
2. あさひの一時払年金の特長としくみについて	29
15. リビング・ニース特約による保険金のお支払いについて	30
16. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約（2016）・ご契約内容ご家族説明制度について	33
17. 保険金等をお受取りいただけない場合について	38
18. 年金移行のお取扱いについて	40

ご契約後について

19. 契約転換制度について	42
20. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について	43
21. 保険契約者に対する貸付について	45
22. 失効、復活について	46
23. 解約、減額、返戻金について	47
24. 社員配当金のお支払いについて	49
25. 生命保険と税金について	50
26. 保険金等のご請求に関する訴訟について	51
27. 諸請求に必要な書類について	52
28. 保険金等の支払期限について	54

定款・約款

「定款」は、当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
「約款」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

定款	56
5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款	60
5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険普通保険約款	86
リビング・ニース特約	100
保険契約者代理特約	115
指定代理請求特約（2016）	121
特別条件特約	128
金額例表等について	136
朝日生命からのお願い	145



ご契約のしおり

ご契約のしおりは、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。ぜひご一読され、ご契約内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

なお、特にご参照いただきたい項目、約款等のページを「⇒」で示しておりますので、ご覧ください。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語の説明

8
ページ

申込みを撤回したい

3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

14
ページ

現在加入している契約の保障内容を見直したい

4. 保障の見直しをご検討の方へ
19. 契約転換制度について

15
ページ
42
ページ

告知義務について知りたい

10. 告知について

23
ページ

いつから保障が開始するか知りたい

11. 責任開始の時について

25
ページ

この保険の特長と保険金等について

この保険のしくみや支払事由について知りたい

14. 保険の特長としくみについて

28
ページ

あさひの一時払終身の特長としくみについて ……28ページ
あさひの一時払年金の特長としくみについて ……29ページ

保険金等が受取れない場合について知りたい

7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について
17. 保険金等をお受取りいただけない場合について

18
ページ
38
ページ

保険金等をご請求されるときは

お手持ちの「保険証券」

保険金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

お受取りいただけない場合に該当していないか、ご確認ください

14. 保険の特長としくみについて 28
ページ

あさひの一時払終身の特長としくみについて ……28ページ
あさひの一時払年金の特長としくみについて ……29ページ

7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について 18
ページ

17. 保険金等をお受取りいただけない場合について 38
ページ

次のような場合にはご案内のページをご覧ください。

契約後について

保障を充実させる制度
について知りたい

19. 契約転換制度について

42
ページ

保険契約者、受取人を変更
したい

20. 保険契約者、死亡保険金等受取人
の変更について

43
ページ

急にお金が必要になった

21. 保険契約者に対する貸付について

45
ページ

効力を失った保険をもとに
戻したい

22. 失効、復活について

46
ページ

解約について知りたい

23. 解約、減額、返戻金について

47
ページ

生命保険料控除、保険金等に
係る税金について知りたい

25. 生命保険と税金について

50
ページ

各種手続きに必要な書類
について知りたい

27. 諸請求に必要な書類について

52
ページ

契約に関するご相談や手続きの
問い合わせ先等について知りたい

朝日生命からのお願い

145
ページ

「通知書」等で、ご契約内容をご確認ください

ご請求に必要な書類等を
ご確認ください

くわしいお手続き方法は、当社の担当者または
お客様サービスセンターでご案内します

27. 諸請求に必要な書類について

52
ページ

28. 保険金等の支払期限について

54
ページ

朝日生命からのお願い

145
ページ

主な保険用語の説明

保 険 用 語	説 明	
け	契 約 成 立 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、責任開始の日を契約成立日とします。
	契 約 成 立 日 の 応 当 日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年の契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（半年単位） 半年ごとの契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
	契 約 年 齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この場合、被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。 〔例〕24歳7か月の被保険者の契約年齢は25歳となります。 また、ご契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一定款・約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、ご契約時においては契約年齢を、またご契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します）。
こ	告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことについて当社にお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 当社がおたずねした重要なことについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社にご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
	ご 契 約 内 容 説 明 書	ご契約内容をより一層ご理解いただくために作成したもので、保険証券の内容を補足するものであり、保険証券に同封のうえ、保険契約者あてに送付いたします。
し	失 効	貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えた場合で、貸付金と返戻金額の差額以上の金額が振り込まれないことにより、ご契約の効力が失われることです。
	指 定 代 理 請 求 人	保険金等受取人が被保険者の場合で保険金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって保険金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	保険金等をお支払いする条件のことをいいます。
	死 亡 ・ 高 度 障 害 保 険 金	被保険者が死亡、高度障害状態になった場合にお支払いするお金のことをいいます。
	社 員 配 当 金	会社の毎年の決算により生じた剰余金から、公平に保険契約者に分配されるお金のことをいいます。
	主 契 約 と 特 約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約は主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診 査	診査扱のご契約をお申込みの場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、勤務先の健康診断の結果票を提出していただくことで診査に代える方法等もあります。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

保 険 用 語	説 明	
せ	生命保険募集人	生命保険契約の募集を行う人（朝日生命の担当者や募集代理店の担当者）のことをいいます。
	責任開始の時 (責任開始期) と責任開始の日	当社が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
	責任準備金	将来の保険金などを支払うために、払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第1回保険料 相 当 額	ご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には第1回保険料（一時払商品の場合には一時払保険料を指します）に充当されます。
て	定 款	当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
	電 磁 的 方 法	電子計算機を使用して通知、表示または意思表示を行う方法のことをいいます。
ね	年 金	年金支払開始日以後年金支払期間中、毎年お支払いするお金のことをいいます。
	年金受取人	年金を受取る人のことをいいます。
	年金支払日	年金を支払う日をいい、第1回年金を支払う日を「年金支払開始日」といいます。また、年金支払開始日の毎年の応当日で第2回以後の年金を支払う日を「第2回以後の年金支払日」といいます。
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保険金受取人	保険金を受取る人のことをいいます。
	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保 険 契 約 者 代 理 人	保険契約者が保険契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、保険契約者に代わって保険契約に関するお手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保 険 証 券	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。 一時払商品の場合には一時払保険料を指します。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものです。
よ	予 定 利 率	保険料は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

朝日生命は相互会社です

朝日生命は、保険契約者のみなさまが社員となり会社を構成する相互会社です。

1. 相互会社について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。

(1) 総代会について

○相互会社の最高意思を決定するのは、本来、社員総会ということになりますが、何百万人も社員に集まっていたことは、困難です。そこで、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

- 報告事項…… ・ 事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
- 決議事項…… ・ 剰余金の処分 ・ 社員配当金の割当 ・ 定款の変更
・ 総代候補者選考委員の選任 ・ 評議員の選任 ・ 取締役、監査役の選任

○総代会における報告および決議についてお知らせしています。

- 総代会で報告された貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書の内容や相互会社制度運営報告ならびに決議された主要な事項は、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載して社員のみなさまにお知らせしています。

○総代会を傍聴することができます。

- 当社の経営について、社員に一層の理解を深めていただくために、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- 毎年、総代会開催前の一定期間、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に総代会の日程を掲載して希望者を募り、総代会を傍聴していただいております。

(2) 総代の選出方法について

社員の中から選任された選考委員で組織する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して、推薦に関する公告を当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載するとともに、あわせて全社員に投票用紙等を送付します。

社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代に選出されます。

総代の選考は、広く社員全体の中から地域、職業、年齢などに偏りがないように行われています。

(3) 総代の定数および任期について

当社の総代の定数は150名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。

(4) 社員の権利・義務について

社員の権利には、保険業法や定款の定めに基づき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。その他、社員の主な権利として、保険約款に基づく保険金等の支払請求権、定款や保険約款の定めに基づく社員配当金請求権があります。また、社員の主な義務としては、保険約款に基づく保険料の払込義務があります。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

当社では、保険契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

(1) 評議員会について

評議員会は、当社の社員および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見等について審議を行っています。

また、ご契約者懇談会で寄せられた会社経営に関するご意見等も、評議員会に諮っています。

会社経営に関するご意見等がございましたら、書面にて本社評議員会事務局までお寄せください。

(2) ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明や報告を行うことにより、生命保険と当社についてより深くご理解いただくことを目的として、毎年、各支社で開催しています。

ご出席者よりいただいたご意見・ご要望は、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取り組みに反映させています。

なお、ご契約者懇談会の開催案内については、開催前にホームページ等により、お知らせしています。

3. 基金の状況について

当社の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は、2026年1月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます）を会社内部に積み立てることが定められています。

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

○当社の担当者や募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更（保険契約の復活等）される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

お手続き内容の詳細については、当「ご契約のしおり」の該当の項をご覧ください。

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください（あさひの一時払年金は告知不要です）。**

2. ご契約お申込手続きの際の留意点について

1. お申込みと告知について

- お申込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、当社がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください（あさひの一時払年金は告知不要です）。
- 「告知」について、くわしくは10項（⇒p.23）をご参照ください。

2. お申込内容の確認について

ご契約をお引受けしますと、当社は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申込みいただいた内容およびお払込みいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに取り扱店または「重要事項説明書（注意喚起情報）」裏表紙に記載のお客様サービスセンターにご連絡ください。

3. クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回等) について

○生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。

○申込者または保険契約者（以下「申込者等」とします）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続き日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（重要事項説明書・ご契約のしおり）の交付日（書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます）のいずれか遅い日から、**その日を含めて20日以内**であれば、書面または電磁的方法によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」とします）をすることができます。

●書面でお申込みの撤回等をする場合

お申込みの撤回等は書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱店または本社宛発信してください。この場合、書面には、お申込みの撤回等の意思を明記し、申込者等の氏名・住所および取扱店・取扱担当者名をご記入ください。

(注) 個人情報保護の観点から、封書によりお申出下さい。

<記入例>

朝日生命保険相互会社 行	
今回の契約申込みを撤回します。	
申込者氏名	: ○○ ○○(自署)
申込者住所	: 東京都○○区○○○
取扱店 : ○○○○営業所	
取扱担当者名 : ○○ ○○	
申出日	: ○○○○年○○月○○日

お申込みの撤回またはご契約の解除をする旨を明記してください。

取扱店・取扱担当者名をご記入ください。

●電磁的方法でお申込みの撤回等をする場合

当社では、電磁的方法によるお申込みの撤回等の主たる窓口として、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に専用の受付フォームを設置しています。お申込みの撤回等は電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じますので、入力画面に必要事項を記入し、ご発信ください。

○お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

○当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

○お申込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に保険金の支払事由が生じている場合は、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に、申込者等が保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

○次の場合にはお申込みの撤回等のお取扱いはできません。

- 申込者等が法人（会社）または個人事業主（雇用主）の場合
- 当社が指定した医師の診査が終了した場合

4. 保障の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	契約転換制度	追加加入	保障見直し制度
特長	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。	「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」「ハハの幸せ コの幸せ」(注)にご加入いただいている場合、お客様のライフサイクルやニーズの変化に合わせて、必要な部分だけを見直して保障を充実させることができます。
しくみ	<p>現在のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約に充当する方法です。</p>	<p>現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です(ご契約は2件になります)。</p>	<p>現在ご契約の指定契約の一部または全部を新たな指定契約に変更したり、現在のご契約に新たに指定契約を追加する方法です。</p> <p>(例)「総合見直し」</p>
現在のご契約	消滅します。	継続します。	継続します。ただし、今回変更申出の指定契約は、新しいご契約に変更となります。また、被指定契約が利率変動積立型終身保険の場合には、利率変動型積立保険に変更となります。
保険料等	契約転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により保険料を計算します。	追加契約のご契約時の契約年齢、保険料率により追加契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とは別にお払込みいただけます。	変更後契約、追加契約の保険料は「保障見直し制度」ご利用時の契約年齢、保険料率により再計算します。
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など(転換価格)を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もあります。 ● 契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただくことにより、保険料算出用利率(予定利率)が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。 ● 契約転換制度により、現在のご契約内容は消滅します。満期保険金・年金・生存給付金などがある契約からの転換の場合には、満期保険金・年金・生存給付金なども消滅します。 ● 契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただく場合、特にお申出がない限り、被転換契約(契約一部転換制度については対象契約)においてすえ置かれた生存給付金・教育資金・進学資金などについては、転換時に転換価格に組み入れられます。 ● 「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」に転換されるときは、転換価格は利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ● 「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」に転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、利率変動型積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精算後の金額となります。 ● 「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」への転換時には、長期契約に対する配当金の権利は消滅します。 ● 「保障見直し制度」には、「部分見直し」、「総合見直し」、「追加見直し」の3つの方法があります。 ● 「保障見直し制度」をご利用いただく場合、保障内容変更価格(変更前契約や利率変動積立型終身保険の責任準備金・配当金など)は、利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ● 「保障見直し制度」をご利用いただく場合、「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただくことができます。その場合には、ご利用されない場合に比べて、積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。 ● 「ハハの幸せ コの幸せ」は「保障見直し制度」のご利用で「保険王プラス」または「やさしさプラス」になります。 ● 保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。 		

(注)「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」とは、利率変動積立型終身保険または利率変動型積立保険と、死亡、所定の要介護状態、所定の入院・手術などの保障を準備する「指定契約」(保険契約指定特約により、利率変動積立型終身保険または利率変動型積立保険を被指定契約とすること)の総称です。

「ハハの幸せ コの幸せ」とは、お母様とお子様をそれぞれ被保険者とする利率変動型積立保険および医療保険L(返戻金なし型)(2011)等(保険契約指定特約により、利率変動型積立保険を被指定契約とすること)の総称です。

お知らせとお願い

「契約に際して」

「特長としくみ」

「契約後」

3 4 保障の見直しをご検討の方へ
クレーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について

! ご留意ください

- 現在のご契約の種類や内容によっては、取扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用には、一定の要件を満たすことが必要になります。
 - いずれの方法をご利用いただくときも、あらかじめ診査（または告知）が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります（あさひの一時払年金は告知不要です）。
- くわしくは当社の担当者またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

5. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - ご契約後一定期間で解約された場合、返戻金は一時払保険料を下回ります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります（あさひの一時払年金は告知不要です）。
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります（あさひの一時払年金は告知不要です）。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により支払事由が発生した場合、保険金等はお支払いしません。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申込みをされる場合、新たな契約には、新たな契約の契約日における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料が適用されるため、現在の契約と比べて保険料が高くなる場合があります。また、保険料算出用利率（予定利率）は、現在の契約と新たな契約とでは異なる場合があります。保険料算出用利率（予定利率）が下がった場合には、保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。

6. ご契約の取消し、無効、解除について

1. 詐欺による取消しについて

「詐欺による取消し」について、くわしくは17項（⇒p.38）をご参照ください。

2. 不法取得目的による無効について

「不法取得目的による無効」について、くわしくは17項（⇒p.38）をご参照ください。

3. 告知義務違反による解除について

「告知義務違反による解除」について、くわしくは10項（⇒p.23）をご参照ください。

4. 重大事由による解除について

「重大事由による解除」について、くわしくは17項（⇒p.38）をご参照ください。

お知らせとお願い

「ご契約に際して

特長としくみ

「ご契約後」について

6 「ご契約の取消し、無効、解除について」

4 保障の見直しを「検討の方へ」／5 現在「ご契約の保険契約を解約、減額すること」を前提に、新たな保険契約のお申込みを「検討されている方へ」

7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について

以下の各事例は、保険金等をお受取りいただける場合またはお受取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってはお取扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】死亡保険金のお受取り〈告知義務違反による解除〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずに入社したが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合。		ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合。
解 説			
ご契約にご加入いただく際には、被保険者の過去の傷病歴等、現在の健康状態、身体の障がい状態、要介護状態などについて正確にもれなく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金はお受取りいただけません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金をお受取りいただけます。			

【事例2】高度障害保険金のお受取り〈所定の高度障害状態への非該当〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。		「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態であるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。
解 説			
高度障害保険金は、所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお受取りいただけます。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお受取りいただけません。なお、高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なる場合があります。			

8. 支払査定時照会制度について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次頁の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険契約等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は次頁のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。
 - (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - (オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) をご確認ください。

9. 生命保険契約者保護機構について

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません（注4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間に於ける各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

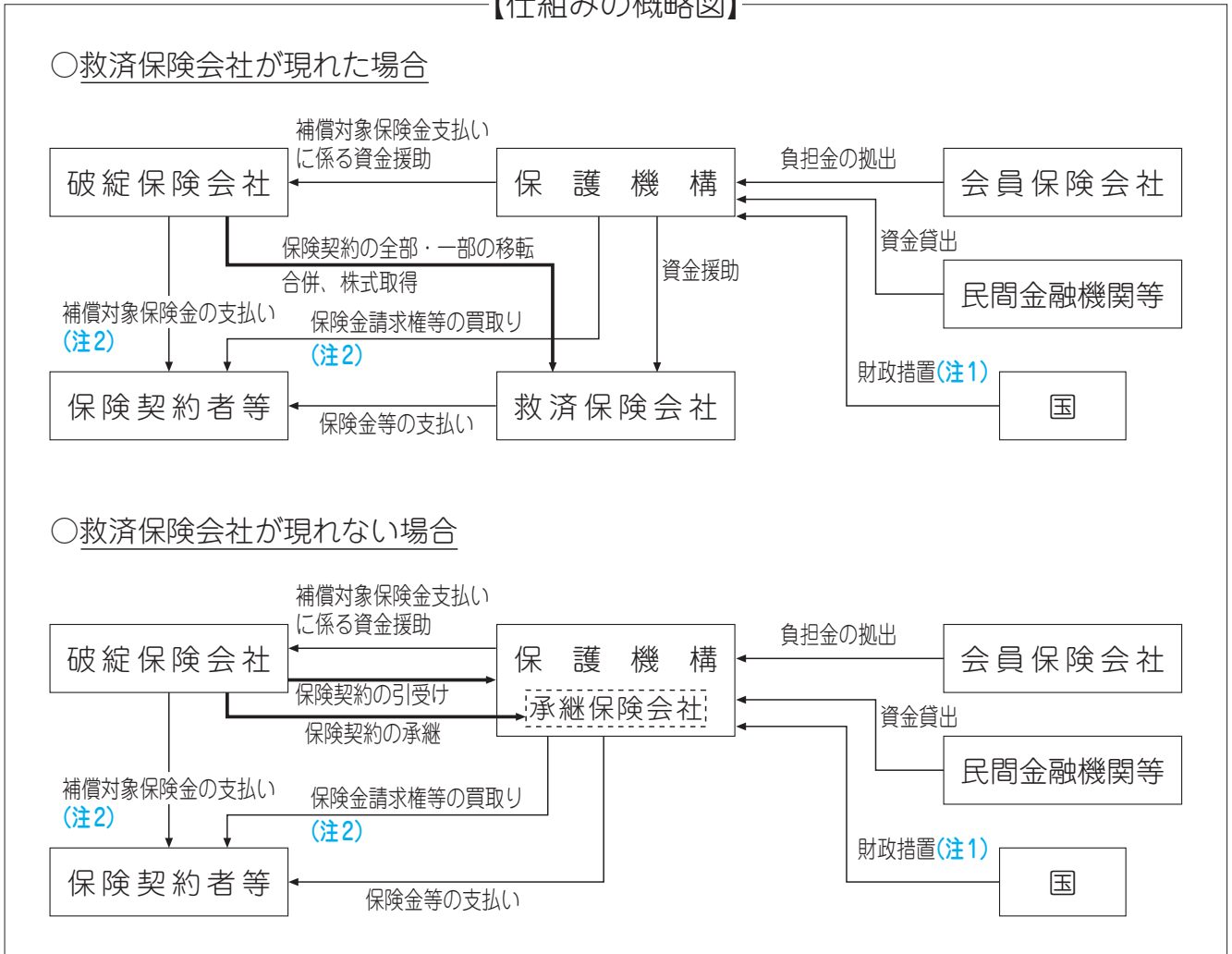
（*1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（*2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ(注2)に記載の率となります）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

10. 告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。(注) あさひの一時払年金を除きます。

1. 告知義務について

○保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。

したがって、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性は保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業など当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○当社が指定する医師による診査を行うご契約の場合には、医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねする場合があります。その際は、医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録させていただきます。

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

また、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

○「**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入**」および「**契約転換制度**」をご検討されている方は次のことにご留意ください。

一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は「**新たなご契約の責任開始の時**」から、「**契約転換制度**」をご利用の場合は「**転換後契約については、転換後契約の責任開始の時**」から、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約・転換後契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約・転換後契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。**

2. 告知義務違反について

○もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、**保険金をお受取りいただけないことがあります。**

告知いただくことごとについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日または復活の日から2年以内であれば、当社は「**告知義務違反**」としてご契約または特約を解除することがあります。

責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金の

支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。

ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金をお支払いします。

- 契約または特約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

なお、前記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金をお受取りいただけないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお受取りいただけないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。

また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

3. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 所定の診査や追加のくわしい告知等が必要となる場合があります。
- 傷病歴がある場合でも、その内容や上記の結果等によってはご契約をお引受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引受けできないことや「特定高度障害状態についての不担保」の特別条件をつけてお引受けさせていただくこともあります）
- 当社では、以下の商品を販売しておりますので、健康に不安のある方はご検討ください。
 - ・「かなえる定期保険」（5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型））
 - ・「かなえる終身保険」（5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型））

「かなえる定期保険」「かなえる終身保険」は、健康に不安のある方向けの商品ですので、保険料は当社の他の死亡保険に比べて多くの場合割高となっています。

なお、ご契約にあたっては当社所定の条件がありますので、くわしくは当社の担当者にお問い合わせください。

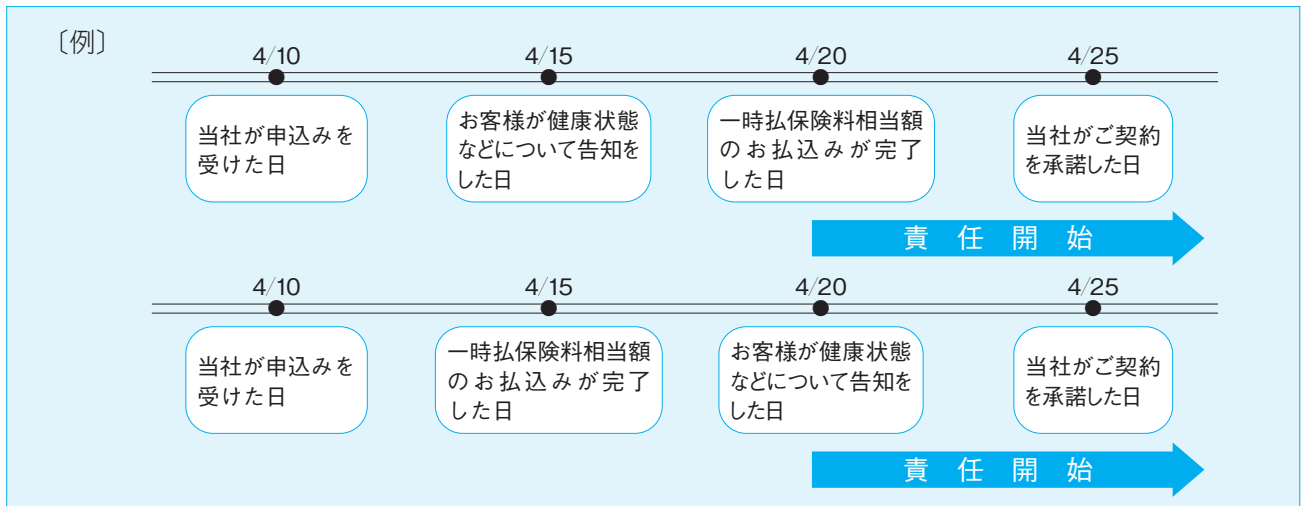
4. ご契約時のほかに告知が必要な場合

- ご契約される際のほか、次の場合にも告知が必要です。ご契約によっては、さらに診査が必要です。
 - 効力を失ったご契約を復活される場合
 - 契約転換制度をご利用される場合
- 告知義務違反があった場合は、その責任開始の日を基準にして前記と同様にご契約または特約を解除することがあります。

11. 責任開始の時間について

1. あさひの一時払終身の責任開始の時間について

○保険契約は、保険契約者からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障はお申込み、告知ならびに一時払保険料相当額のお払込みが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

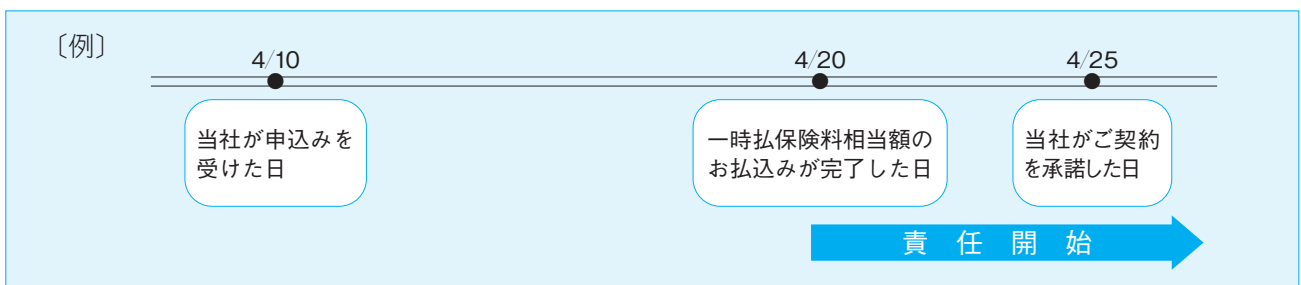


○お申込みいただいたご契約についてお引受けするか否かを当社が決定する前に被保険者となる方が死亡した場合には、死亡していなかったならばご契約をお引受けしたであろうと認められ、死亡時まで告知も一時払保険料相当額も受領している時に限り、ご契約をお引受けしたものとしてお取扱いします。

○ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態を原因として特別条件をつけることを要した場合は、特別条件のお取扱いを承諾された時に、一時払保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時にさかのぼってご契約上の責任を開始します。

2. あさひの一時払年金の責任開始の時間について

○保険契約は、保険契約者からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障はお申込みと一時払保険料相当額のお払込みが、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。



! ご留意ください

- 第1回保険料相当額は、朝日生命名義の所定の金融機関口座へお振込みいただきます。この場合、当社着金日をお払込みが完了した時とします。
- 生命保険募集人がお客様から現金やキャッシュカード・クレジットカードをお預かりすることはありません。また、朝日生命以外の振込口座をご案内することはありません。

12. 特別条件について

被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りしたり、特別条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。(注) あさひの一時払年金を除きます。

1. 特別条件について

被保険者の健康状態、職業などによっては、他のご契約との公平性を保つために、ご契約をお断りしたり、「特定高度障害状態についての不担保」の特別条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

特別条件をつけてご契約をお引受けする場合には、特別条件の内容を反映した「保障内容の訂正」のお手続きをいただきます。

2. 特別条件が適用されたご契約の各種お取扱いについて

- 失効後2年を経過した後の復活はお取扱いできません。

13. ご契約内容等の確認制度について

当社の職員または当社から委託した担当者がご契約内容等の確認のため、電話をさせていただきます場合があります。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

1. お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、当社の職員または当社から委託した担当者が、申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様に電話をさせていただきます場合があります。

お申込時に告知された内容が事実と相違したり、告知もれがありますと、将来、保険金をお支払いできない場合がありますので、確認の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

2. 保険金等のご請求時の確認・照会について

保険金等のお支払いのご請求に際して、当社の職員または当社から委託した担当者が保険金等をお支払いするための確認・照会（以下「支払確認・照会」といいます）に、ご本人様や医療機関、公的機関等を訪問させていただきます場合があります。

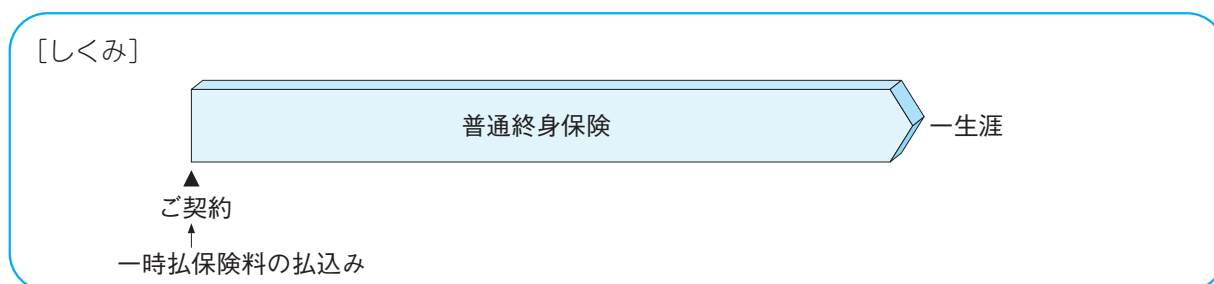
この支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

(注) 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで保険金等をお支払いしません。

14. 保険の特長としくみについて

1. あさひの一時払終身の特長としくみについて

- ご契約時に一時払保険料をお支払いいただくことで、被保険者が死亡または高度障害状態になった場合に、死亡・高度障害保険金をお支払いする保険です。保険期間は一生涯となります。
- この保険による死亡・高度障害保険金額は、保険期間を通じて一定となります。



お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間中に死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始の時以後の原因によって、保険期間中に所定の高度障害状態(注)になったとき	高度障害保険金受取人

(注) 所定の高度障害状態とは、[約款別表1](#)に定める状態をいいます。この約款別表に記載の高度障害状態に該当しない場合は、高度障害保険金はお支払いしません。

5年ごと利差配当付普通終身保険：約款別表1 ⇨ p.83

- 高度障害保険金をお支払いしたときは、支払事由に該当した時にさかのぼってご契約は消滅します。したがって、高度障害保険金をお支払後に当該被保険者が死亡した場合は、死亡保険金はお支払いしません。

(1) 保険金のお支払いについて

- 死亡・高度障害保険金のお支払方法は、会社の取扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、保険金の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します）をつけてお預かりする方法です。

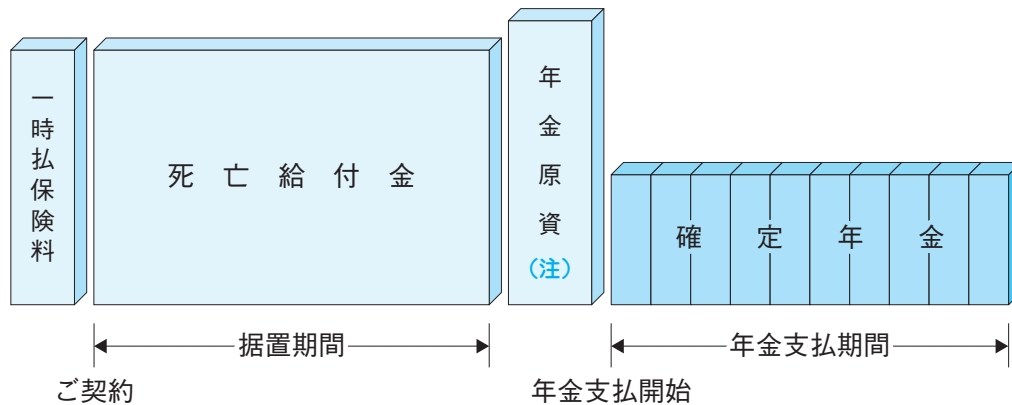
(2) その他のお取扱いについて

- 主契約の死亡・高度障害保障に代えて年金でお受取りいただくことができます。(⇨18項：p.40)
主契約に「5年ごと利差配当付年金移行特約」を付加することにより、死亡・高度障害保障の全部または一部に代えて年金をお受取りいただく選択ができます。
- リビング・ニーズ特約を付加することができます。(⇨15項：p.30)
被保険者の「余命が6か月以内」と判断される場合には、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を受取ることができます。

2. あさひの一時払年金の特長としくみについて

[しくみ]

ご契約例：年金支払期間10年の場合



(注) 年金原資とは、将来の年金をお支払いするために積み立てられた金額のことをいいます。

お支払いする 年金、死亡給付金	支払事由	支払金額	受取人
確定年金	(1) 第1回年金 被保険者が年金支払開始日に生存していたとき	(1) 第1回年金 第1回年金額	年金受取人
	(2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存していたとき	(2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の最終の年金支払日前に死亡したとき	未払いの年金現価(注)	死亡給付金受取人
	被保険者が責任開始の時以後年金支払開始日前(据置期間)に死亡したとき	一時払保険料相当額	

(注) 未払いの年金現価は、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載の「金額例表等について」をご参照ください。なお、未払いの年金現価の一時支払に代えて、年金の継続支払をご請求することができます。

○据置期間中の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年金受取額を重視した仕組みとしています。

○所定の条件を満たす場合に次のような変更のお取扱いができます。

- 年金支払開始日の変更
- 年金支払期間の変更
- 年金の一括支払への変更

・毎年、年金をお受取りになるよりも、お受取総額は少なくなります。一括でお受取りいただける金額については、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載の「金額例表等について」をご参照ください。

死亡給付金のお支払いについて

死亡給付金のお支払方法は、会社の取扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、死亡給付金の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息(すえ置き利率は金利水準等により変動します)をつけてお預かりする方法です。

15. リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金をお支払いします。(注) あさひの一時払年金を除きます。

あさひの一時払終身のリビング・ニーズ特約について

(1)リビング・ニーズ特約の特長としくみについて

○リビング・ニーズ特約を付加したご契約については、被保険者の「余命が6か月以内」(注)と判断される場合に、特約保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いします。

(注) 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。「被保険者の余命が6か月以内」の判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。なお、「被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合」や「被保険者の余命が6か月以内と医師により判断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合」などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

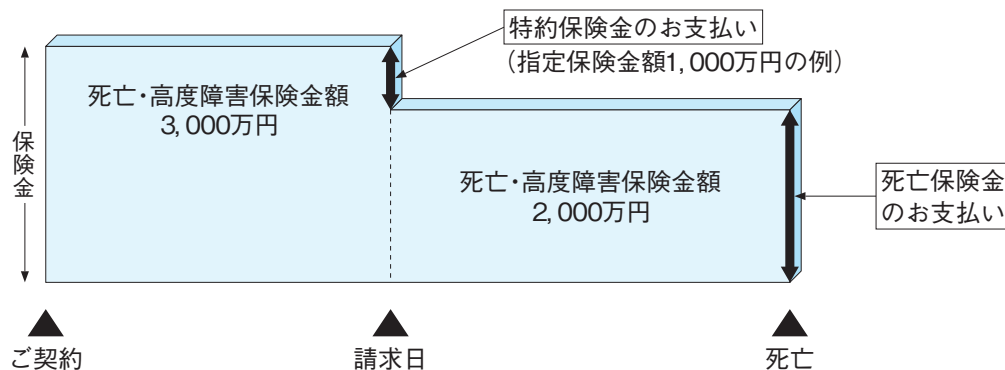
○特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。

○この特約の保険料は不要です。

○この特約を解約することはできますが、返戻金はありません。

○この特約の付加には、当社所定の要件があります。

〔お支払例〕



(2) 指定保険金額の指定および対象となる死亡保険金額について

① 指定保険金額の指定について

- リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、特約保険金の請求時に指定された指定保険金額を基準とします。
- リビング・ニーズ特約が付加されたご契約が複数ある場合は、各契約ごとに指定保険金額を指定していただきます。
- 指定保険金額は、対象となる死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度とします。ただし、当社は将来この限度額を変更することがあります。

② 指定保険金額の対象となる死亡保険金額について

- 指定保険金額は、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約の死亡保険金額の範囲内で指定していただきます。

③ お支払いする特約保険金額について

- リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、当社の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額」(注)を、指定保険金額から差し引いた金額となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特約保険金としてお支払いする金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{指定保険金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{(ア) 請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息} \\ \text{+} \\ \text{(イ) 請求日から6か月間の指定保険金額に対する保険料相当額} \end{array} \\ \hline \end{array}$$

- 特約保険金の請求日とは、当社の定める必要書類が当社に到着した日をいいます。
- ご契約に契約者貸付金がある場合は、お支払いする金額からその元利金を差し引きます。

(注) 一時払のため、保険料相当額を差し引く取扱いはありません。

(3) 特約保険金のご請求について

- ご請求に際しては、医師の診断書が必要となります。診断書には被保険者の余命が6か月以内であることに関して医師の意見を記入していただきますが、当社において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはしません。
- 特約保険金のお支払前に保険金の支払事由が生じてその支払請求があったときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはしません。

(4)お支払後のご契約について

○特約保険金をお支払いしたときは、ご契約は指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。

- 死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合
・特約保険金の請求日にさかのぼってご契約が消滅します。
- 死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合
・指定保険金額として指定されなかった死亡保険金部分についてのみ保障が継続します。

(5)リビング・ニース特約の消滅について

○リビング・ニース特約は次の場合に消滅します。

- 特約保険金をお支払いしたとき（お支払いは1契約につき1回とし、お支払後、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します）
- 主契約が消滅したとき
- 主契約の全部が年金に移行されたとき
- 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の方に変更されたとき

16. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約（2016） ご契約内容ご家族説明制度について

1. 保険契約者代理特約の特長としくみについて

保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き(注)を行うことができる特約です。

(注) 代理手続きとは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます（以下同じ）。

(1) 代理手続きを行うことができる場合

- 保険契約者代理特約は、あらかじめ保険契約者が**被保険者の同意**を得て付加する必要があります。
- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら所定の手続きを行うことができないと当社が認めたときは、保険契約者代理人が代理手続きを行うことができます。

- ・ 傷害または疾病により、所定の手続きを行う意思表示ができないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

(2) 保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめ保険契約者が**被保険者の同意**を得て指定する必要があります。
- 保険契約者代理人は1名とし、代理手続きを行う場合には、その手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 次の範囲内の者

- ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
- ② 保険契約者の直系血族
- ③ 保険契約者の3親等内の血族
- ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために代理手続きを行うべき適当な理由があると当社が認める者

- ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
- ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、**被保険者の同意および当社の承諾**を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者は、保険契約者代理人の指定が不要となった場合には、**被保険者の同意および当社の承諾**を得て、保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。この場合、保険契約者代理特約は消滅します。

! ご留意ください

- 保険契約者の法令に定める代理人に保険契約の手続きに関する代理権等が付与されている登記がある場合、保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険契約者を自ら保険契約の手続きを行うことができない状態に該当させた場合は、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。
- 保険契約者代理特約を付加したときは、確実にお手続きいただけるよう、保険契約者代理人にあらかじめ保険契約者代理特約についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理手続きの範囲について

- 代理手続きの範囲は、住所変更、保険金額等の減額、解約等の主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。
 - ・保険金等の受取人の変更手続き
 - ・保険契約者の変更手続き
 - ・告知を要する手続き
 - ・保険契約者代理人の変更手続き
 - ・保険契約者、被保険者および保険金等の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等の請求手続き

(4)保険契約者代理特約の留意事項について

- 保険契約者代理人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行うときは、当社の取扱いの範囲内で保険契約に関する情報を保険契約者代理人に対し開示することがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際、当社は、被保険者および保険金等の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合、会社所定の各種手続き書類等に加え、保険契約者代理人の範囲内であることを証明する書類および代理手続きの請求目的等をご記入いただく書類をご提出いただきます。ご提出いただいた書類等で保険契約者代理人の範囲内であることおよび保険契約者に代わって手続きを行うべき適当な理由が確認できない場合には、代理手続きを行うことができないことがあります。
- 保険契約者が法人である場合、保険契約者代理特約は付加することができません。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、保険契約者代理特約は消滅します。
- 当社は、保険契約者代理人に次のいずれかの重大事由が生じたときには、特約を解除します。
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤次の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない①から④と同等の事由があるとき
 - ・他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ・保険契約者代理人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 指定代理請求特約（2016）の特長としくみについて

保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる特約です。

(1) 代理請求できる場合

- 指定代理請求特約（2016）は、あらかじめ保険契約者が**被保険者の同意**を得て付加する必要があります。
- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自らご請求できないと当社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、保険金等をご請求する意思表示ができないこと
- ・ 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

(2) 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、あらかじめ保険契約者が**被保険者の同意**を得て指定する必要があります。
- 指定代理請求人は1名とし、保険金等のご請求を行う場合には、そのご請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 次の範囲内の者

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の血族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認める者

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
- ②被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、**被保険者の同意および当社の承諾**を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、**被保険者の同意および当社の承諾**を得て、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約（2016）は消滅します。

❗ ご留意ください

- 被保険者の法令に定める代理人に保険金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険金等の受取人を保険金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は保険金等をご請求することができません。
- 指定代理請求特約（2016）を付加したときは、確実にご請求いただけるよう、指定代理請求人にあらかじめ指定代理請求特約（2016）についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理請求の対象となる保険金等について

○指定代理請求人は次の保険金等をご請求することができます。

●被保険者が受取ることとなる次の保険金等

(被保険者と保険契約者が同一である場合の保険契約者が受取ることとなる保険金等を含みます(主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く))

・ 保険金

・ 高度障害保険金

・ リビング・ニース特約の特約保険金

・ 年金

・ 社員配当金

・ すえ置かれた保険金など

(4)指定代理請求特約(2016)の留意事項について

○指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。

○指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、当社は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡しますので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。

○保険契約者または被保険者からご契約内容について当社あてご照会を受けたときは、保険金等のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。

○また、次の具体例のように被保険者本人がご自身の健康状態について知る可能性がありますので、お含み置きください。

●リビング・ニース特約における特約保険金の一部支払い等により、その事実を知る場合

○指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金等の支払事由に該当したことを証明する書類等に加え、指定代理請求人の範囲内であることを証明する書類をご提出いただきます。ご提出いただいた書類等で指定代理請求人の範囲内であることおよび保険金等を請求すべき適当な理由が確認できない場合には、保険金等のお支払いができません。また、親族以外の指定代理請求人からのご請求に対してお支払いする保険金等は原則保険金等の受取人ご本人様の口座へお振込みさせていただきます。

○保険契約者が法人である場合、指定代理請求特約(2016)は付加することができません。

3. ご契約内容ご家族説明制度について

保険契約者にご家族の連絡先を事前にご登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容(注)の説明を可能とする制度です。

(注) 過去の給付金等のお支払い内容や診断書などのセンシティブ情報は除きます。

(1) 登録いただけのご家族について

○登録いただけのご家族の範囲は次のいずれかに該当する方のうち2名までです。なお、主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合、1名は保険契約者代理人と同一人となります。

- (1) 保険契約者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (2) 被保険者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (3) その他保険契約者代理人または指定代理請求人として会社が認める範囲の者

- 海外に居住している方は、ご登録の対象外となります。
- 保険契約者は、上記の範囲内で登録されたご家族を変更することができます。
- 保険契約者は、ご家族の登録が不要となった場合には、登録を廃止することができます。この場合、本制度は終了します。

(2) ご契約内容ご家族説明制度の留意事項について

- 保険契約者は、本制度の利用にあたり、事前にご家族に説明し、了解を得てからお申込みください。
- 保険契約者が法人である場合は、本制度の対象外となります。
- 登録時や保険契約者と連絡がとれない場合等、当社から登録されたご家族へ連絡することがあります。
- 登録されたご家族への説明を希望された場合、定期的な通知を登録されたご家族へお送りする場合があります。
- 登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、本制度は終了します。

17. 保険金等をお受取りいただけない場合について

保険金等をお受取りいただけない場合について記載しています。

「保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について」⇨p.18 もあわせてご確認ください。

1. 免責事由に該当した場合

(1) 死亡保険金、死亡給付金について

○被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

- 保険契約者または死亡保険金等受取人の故意
- 責任開始の日（復活の日）からその日を含めて**3年以内**の自殺
ただし、精神疾患などによる自殺については保険金等をお受取りいただける場合もあります。
- 戦争その他の変乱（注）

(2) 高度障害保険金について

○被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき

- 保険契約者または被保険者の故意
- 被保険者の自殺行為または犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

(3) リビング・ニーズ特約（特約保険金）について

○被保険者が次のいずれかによって余命6か月以内の状態になったとき

- 保険契約者、被保険者、保険契約者代理人または指定代理請求人の故意
- 被保険者の自殺行為または犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険金等の金額の一部または全部をお受取りいただけます。

2. 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

「告知」について、くわしくは**10項（⇨p.23）**をご参照ください。

3. 重大事由によりご契約が解除された場合

○当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、ご契約（特約）を解除します。

- ① 保険契約者、被保険者（死亡によりお受取りいただける保険金等の場合は、被保険者を除きます）または死亡保険金等受取人が、保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき
- ② 保険金等のご請求に関して、死亡保険金等受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ 他のご契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目

的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

④保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人が、次のいずれかに該当するとき

- ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・保険契約者または死亡保険金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、このご契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき

- ・このご契約に付加されている特約または他の契約が重大事由により解除されたとき
- ・保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金等の支払事由が生じていたときは、当社は保険金等をお支払いしません。すでに保険金等をお受取りいただいていたときでも、その返還を請求することができます。なお、ご契約（特約）を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

4. 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

(1) 詐欺による取消しについて

保険契約者または被保険者の詐欺により、当社が契約（または復活等）のお申込みを承諾したときは、ご契約を取消し、お申込みいただいた保険料は払戻ししません。

(2) 不法取得目的による無効について

当社は、契約の加入状況、契約成立後の保険金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で契約を締結（または復活等）されたものと認められる場合は、その契約は無効とし、お申込みいただいた保険料は払戻ししません。

5. ご契約が失効した場合

「失効」について、くわしくは22項（⇒p.46）をご参照ください。

6. 支払事由に該当しないその他の場合

○高度障害保険金について

責任開始の時前の原因によって、被保険者が高度障害状態になったとき

18. 年金移行のお取扱いについて

生涯の死亡および高度障害保障に代えて、年金をお受取りいただけます。

(注) あさひの一時払年金を除きます。

1. 年金移行について

保険契約者は、あさひの一時払終身に「5年ごと利差配当付年金移行特約」を付加することにより、死亡・高度障害保障の全部または一部に代えて年金をお受取りいただけます。この場合、付加日現在の特約が適用され、将来お受取りになる年金額は、年金支払開始時点の「基礎率等（予定利率、予定死亡率等）」により算出されます。年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。また、このプランをお選びになりますと、年金へ移行した部分の死亡・高度障害保障はなくなります。

- あさひの一時払終身の契約成立日からその日を含めて5年経過後、契約成立日の応当日（年単位）ごとにこのお取扱いをします。
- 年金支払開始日は、あさひの一時払終身の契約成立日の応当日（年単位）となります。
- 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日となります。

2. 年金の種類について

- 年金の種類は、特約の付加時に次のいずれかから選択していただけます。
- 年金移行を選択した場合の第1回年金額は、あさひの一時払終身の責任準備金および社員配当金等の合計額の全部または一部をもとに定めます。(注)
- (注) 保険契約者に対する貸付が行われているときはその元利合計額を、上記合計額より差し引いた残額の全部または一部をもとに第1回年金額を定めます。

	年金種類	支払事由	年金受取人
5年ごと利差配当付年金移行特約による年金支払	10年保証終身年金 (定額型)	○年金支払開始日および毎年の年金支払日に被保険者が生存しているとき、定額の年金を生涯にわたってお支払いします。 ○年金支払開始日以後第10回年金支払日前に被保険者が死亡したときは、第10回目までの年金のうち未払いの年金現価を一時にお支払いします。(注)	保険契約者となります。 当社所定の要件のもと、被保険者に変更可能です。
	確定年金 (定額型) -5年・10年・15年-	○年金支払開始日およびあらかじめ定められた年金支払期間中の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているとき、定額の年金をお支払いします。 ○年金支払開始日以後年金支払期間中の最終の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、未払いの年金現価を一時にお支払いします。(注)	

(注) 未払いの年金現価の一時支払に代えて、年金の継続支払をご請求することができます。

- 年金移行のお取扱いには当社所定の要件があります。

! ご留意ください

年金支払開始日以後は、年金へ移行された部分について、次のお取扱いは行いません。

- 年金受取人に対する貸付
- 年金額の減額
- 解約（確定年金の場合は取り扱います）
- 死亡・高度障害保険金のお支払い

お知らせをお願い

「契約に際して

特長としくみ

「契約後としくみ

18 年金移行のお取扱いについて

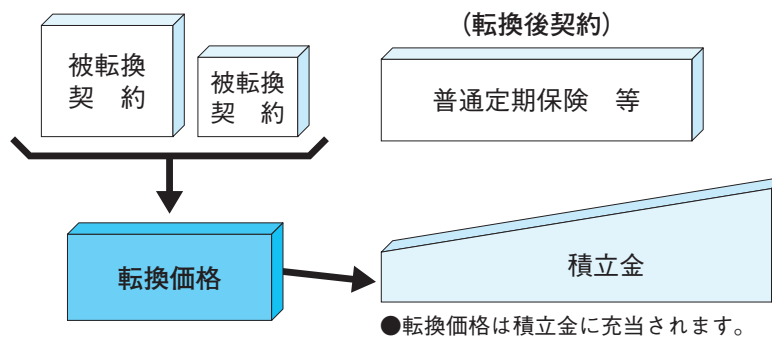
19. 契約転換制度について

契約転換制度をご利用することにより、当社のお手持ちのご契約を解約することなく保障内容の見直しをすることができます。(注) あさひの一時払年金を除きます。

1. 契約転換制度について

現在のご契約（被転換契約）を新しいご契約（転換後契約）へ切り換える制度です。

[保険王プラス・やさしさプラス・かなえるプラスへの転換の場合]



2. 契約転換制度をご利用の際の留意事項について

- 契約転換時の保険契約転換特約が適用されます。
- 契約転換制度をご利用の場合、診査または告知が必要となります。
- 保険料は契約転換時の契約年齢、保険料率等により計算します。
- 契約転換制度はご契約によってはご利用できない場合があります。
- 契約転換制度をご利用の場合、被転換契約は消滅します。

20. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意および当社の承諾**を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（死亡保険金等受取人を変更する権利など）はすべて新しい保険契約者に引継がれます。

2. 死亡保険金等受取人の変更について

(1) 死亡保険金等受取人の変更について

- 保険契約者は死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、死亡保険金等受取人を変更することができます。
- 死亡保険金等受取人を変更される場合には、すみやかに当社へご通知ください。新しい死亡保険金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
(注) 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

(2) 遺言による死亡保険金等受取人の変更について

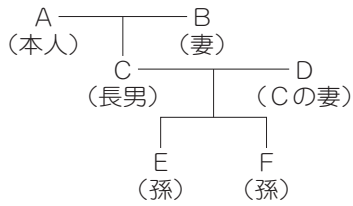
- 保険契約者は死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金等受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金等受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、受取人変更の効力を生じません。
(注) 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

(3) 死亡保険金等受取人が死亡した場合

- 死亡保険金等受取人がお亡くなりになったときは、すみやかに当社へご通知ください。新しい死亡保険金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 死亡保険金等受取人が亡くなった時以後、死亡保険金等受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金等受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金等受取人とします。
なお、死亡保険金等受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金等の受取割合は均等とします。

〈ご契約例〉

- 保険契約者・被保険者 A (本人)
- 死亡保険金等受取人 B (妻) …… 受取割合 40%
C (長男) … 受取割合 60%
- Aさんより先にCさんが亡くなり、その後死亡保険金等受取人の変更手続きが行われていない間は、Cさんの法定相続人のDさん、Eさん、FさんがCさんに代わる死亡保険金等受取人となります。
この場合、Dさん、Eさん、Fさんの受取額は均等 (同額) となります。



受取割合	
Bさん…40%	} 60% (Cさんの受取割合)
Dさん…20%	
Eさん…20%	
Fさん…20%	

! **ご注意ください**

被保険者と死亡保険金等受取人の同時死亡等、保険金等の支払事由の発生形態によっては、お取扱いに差異が生じることがあります。

21. 保険契約者に対する貸付について

保険契約者に対する貸付の制度をご利用することができます。

- 契約者貸付金額は返戻金の所定の範囲内です。
- 年金支払開始後は貸付のお取扱いはいたしません。
- 契約者貸付金の利息は、当社所定の利率で、年複利で計算します。
- この利率は、次のとおり定期的に見直しを行っております。

毎年1月と7月の最初の営業日に、利率の見直しを行います。

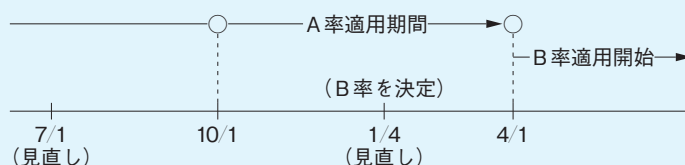


見直した結果、直前の利率変更後の金利水準の変化およびその他相当の事由がある場合に、利率を変更することがあります。



利率を変更する場合は、すでに行われている貸付および新たに行う貸付について、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用します。

〔例〕7月の見直しで利率変更がなく、1月の見直しで利率変更を行う場合



7月1日を7月の最初の営業日とした場合、7月1日に利率の見直しを行い「10月1日から3月31日までの貸付利率は変更しない」ことを決定します（A率とする）。

また、1月4日を1月の最初の営業日とした場合、1月4日に利率の見直しを行い「4月1日から9月30日までの貸付利率を変更する」ことを決定します（B率とする）。

したがって、上記の場合、「3月31日まで」がA率の適用となり、「4月1日から」がB率の適用となります。

- 上記の貸付利率の見直し方式については、金利水準の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付金のご返済は、一部のご返済あるいは利息のみのご返済も取り扱います。
- ご返済がない場合は、契約者貸付金の元利合計額が、ご契約の返戻金を超過する場合があります。その際には、当社より通知をお送りしますのでご返済ください。ご返済がない場合には、ご契約の効力が失われることがあります。
- 保険金、返戻金等をお支払いするときなどには、契約者貸付の元利金を差し引いて精算させていただきます。
- あさひの一時払年金において、契約者貸付元利金精算後の第1回年金額が12万円未満となる場合には、期間満了一時金をお支払いし、このご契約は年金支払開始日の前日に消滅します。

22. 失効、復活について

1. 失効について

契約者貸付金の元利合計額がご契約の返戻金額を超過した際、その後ご返済がない場合に失効となり、ご契約の効力が失われることがあります。

2. ご契約の復活について

万一、ご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて**3年以内**なら当社の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知または当社指定の医師による診査をしていただきます（あさひの一時払年金は告知不要です）。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。会社が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいます。

ご注意ください

○復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

（⇒10項：p.23）

また、復活の日からその日を含めて**3年以内**に被保険者が自殺したとき等免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。（⇒17項：p.38）

○特別条件付のご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると復活のお取扱いができなくなります。

23. 解約、減額、返戻金について

ご契約後一定期間でおやめになると返戻金は、一時払保険料を下回ります。

1. 解約について

(1) 解約について

- ご契約の解約はいつでもお取扱いできます。解約された場合、返戻金をお支払いし、以後の保障はなくなります。
- ご契約いただいた生命保険は、死亡（高度障害）の場合の保障、資金づくり等にお役に立つ大切な財産ですから、末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合これまでより保険料が割高になります。
- ご継続を迷われたときは、ぜひお気軽にご相談ください。次の制度がご利用できます。
 - お金が必要なとき………保険契約者に対する貸付制度（⇒21項：p.45）

(2) 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ①保険契約者または死亡保険金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②死亡保険金等受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または死亡保険金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者をご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

2. 減額について

- 保険金額等を減額することができます。なお、減額分に対応する返戻金があるときはその返戻金を保険契約者にお支払いします。

3. 返戻金について

- 生命保険では、払い込まれた保険料は預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はまだあてられていない将来の年々の死亡保険金等のお支払いや、生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。そのため、ご契約後一定期間の返戻金は一時払保険料を下回ります。
- あさひの一時払年金の据置期間中に解約されたときの返戻金額は、一時払保険料相当額となります。ただし、ご契約後一定期間で解約された場合は一時払保険料相当額を下回ります。

! ご留意ください

○ご契約いただいた保険契約の返戻金額は、保険証券に同封の「ご契約内容説明書」に記載しておりますのでご確認ください。なお、ご契約のお申込みに際し事前に返戻金額をご確認される場合は、当社の担当者までお問い合わせください。

4. 債権者等による解約について

(1) 債権者等による解約について

○保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

(2) 死亡保険金等受取人によるご契約の存続について

○債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金等受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- 死亡保険金等受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
- ① 保険契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

(3) 保険契約者代理人による解約について

○保険契約者代理人による解約について、くわしくは16項（⇒p.33）をご参照ください。

24. 社員配当金のお支払いについて

1. 社員配当金について

- 社員配当金は、会社の毎年の決算により生じた剰余金から保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 以下のような場合について、5年ごとの社員配当金のお支払日以前でも社員配当金をお支払いすることがあります。
 - 第1回年金をお支払いする場合
 - 保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - ご契約を転換される場合
 - 解約、減額等をされる場合

2. あさひの一時払終身の社員配当金の支払方法について

- 社員配当金に当社所定の利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したときまたは保険契約者からご請求があったときにお支払いする積立方式となります。

3. あさひの一時払年金の社員配当金の支払方法について

- 年金受取開始日以前に積み立てた社員配当金は、第1回年金とともにお支払いします。なお、年金受取開始日以前であっても、積み立てた社員配当金はいつでも自由に引き出せます。
- 年金受取開始日後に積み立てた社員配当金は、最終の年金とともにお支払いします。なお、最終の年金お支払い以前であっても、積み立てた社員配当金はいつでも自由に引き出せます。
 - ※死亡給付金のお受取時や解約・減額時に積み立てた社員配当金がある場合、死亡給付金、返戻金とあわせてお支払いします。

4. 特別配当金について

上記のほかに、特別配当金をお支払いすることがあります。

! ご留意ください

- 決算の結果によっては、社員配当金のお支払いを見送らせていただく場合があります。
- 契約成立日からその日を含めて2年以内に解約、減額等をされる場合、社員配当金はありません。
- 解約、減額等をされる場合にお支払いする社員配当金は、保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

25. 生命保険と税金について

生命保険には税法上の特典があります。

以降の記載は2026年2月現在の税制に基づいております。将来的に税制が変更され、取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

1. 「生命保険料控除制度」について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除制度」の対象保険種類、対象の場合の控除額、控除証明区分、社員配当金の取扱い、生命保険料控除証明書について等、詳しい内容については、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) をご参照ください。

2. 保険金等の税法上の取扱いについて

保険金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1) 死亡保険金等、年金をお受取りの場合

① 死亡保険金等、年金の課税の取扱いについて

	契約内容	契約例			税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金等	保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
		夫	夫	子	
	受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得) 住民税
		夫	子	夫	
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
		夫	子	妻	

	契約内容	契約例			税の種類	
		保険契約者	被保険者	受取人	年金受給権取得時	年金受取時
年金	受取人が保険契約者自身の場合	夫	夫	夫	—	所得税(雑所得) 住民税
	受取人が保険契約者以外の場合	夫	妻	妻	贈与税 〔年金の評価額 に対して課税〕	

(注) 年金の評価額は、税法上の評価方法により算定されます。

② 相続税に関する死亡保険金等の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合には、死亡保険金等（ご契約が2件以上のときは合計します）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

(2) 保険金の非課税扱いについて

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族に該当する場合、次の保険金は全額非課税となります。

・ 高度障害保険金 ・ リビング・ニーズ特約の特約保険金

26. 保険金等のご請求に関する訴訟について

保険金等のご請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

お知らせをお願い

契約に際して

特長としくみ

契約後のご請求

2526 生命保険と税金のご請求に関する訴訟について

27. 諸請求に必要な書類について

1. 保険金等のご請求について

被保険者が死亡または高度障害状態に該当したときなどには、すぐに当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。

保険金等のご請求に必要な書類は約款、特約の別表をご参照ください。

約款、特約名	ページ
5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款 別表3	P.85
5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険普通保険約款 別表	P.99
リビング・ニーズ特約 別表	P.114
保険契約者代理特約 別表	P.120
指定代理請求特約(2016) 別表	P.127

! ご留意ください

- 当社は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、別表に記載された書類の一部を省略して取り扱うこと、または別表に記載された書類の提出以外の当社の定める方法を取り扱うことがあります。
- 保険金等のご請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、受取人の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が保険金等をご請求できない事情の存在を証明する書類があわせて必要となります。
- 保険金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや当社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 保険金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

2. 団体からの死亡・高度障害保険金のご請求について

○官公署、会社、工場、組合等の団体が保険契約者および死亡・高度障害保険金の受取人で、かつその団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とするご契約については、受取人である団体が死亡・高度障害保険金のお支払いを当社にご請求する際、前記必要書類の他に、次の書類が必要となります。

- 被保険者の遺族等による請求内容確認書**（注）従業員の遺族等の署名、押印が必要となります。
 - ・死亡退職金等の受給者（従業員の遺族等）が、団体から当社に対する保険金等の請求内容を確認した旨の書類です。
- 保険契約者である団体が、請求内容確認書に署名、押印した方が死亡退職金等の受給者本人であることを確認した書類**

! ご留意ください

- 保険契約者および死亡・高度障害保険金の受取人が個人事業主である場合も同様のお取扱いとなります。
- 死亡退職金等の受給者とは、退職金規程、弔慰金規程等に定める受給者のことです。
退職金規程、弔慰金規程等がない場合は、「労働基準法施行規則第42～45条に定める遺族補償を受け
べき方」となります。
- 上記被保険者または受給者が2人以上いるときは、そのうち1人からのご提出で足りるものとします。

3. その他のご請求について

保険契約に関する諸請求には次の書類が必要です。お手続きが必要となった場合には、当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。

請求に必要な書類 請求する事項	会社所定の 請求書	保険契約者の 印鑑証明書	会社所定の 告知書
保険契約の復活 (⇒22項:p.46)	●		●
保険契約者に対する貸付 (⇒21項:p.45)	●	●	
保険金額等の減額 (⇒23項:p.47)	●	●	
解約 (⇒23項:p.47)	●	●	
保険金等受取人の変更 (⇒20項:p.43)	●	●	
保険契約者の変更 (⇒20項:p.43)	●	●	

! ご留意ください

- 当社は、上記以外の書類のご提出を求めること、上記書類の一部を省略して取り扱うこと、または上記書類の提出以外の当社の定める方法を取り扱うことがあります。
- ご契約の復活のご請求に際して、当社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- ご契約に関する諸請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

28. 保険金等の支払期限について

○保険金等のご請求があった場合、当社は、必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が当社に到着した日とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限をこえてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○保険金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

朝日生命からのお願い

- 転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが当社の担当者またはお客様サービスセンターにすぐお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には保険契約記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ご契約をお引受けした際にお送りする保険証券は大切に保管してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申出された方が保険金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社の担当者またはお客様サービスセンターにお申出ください。

個人保険のご契約に関するご相談、お手続きのご案内などは、お客様サービスセンターへお問い合わせください。

○フリーダイヤル



ナイス・コミュニ(ケーション)

0120-714-532

受付時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00
(日曜日、祝日、年末年始を除きます)

- 次の場合にもお客様サービスセンターへお問い合わせください。
 - ・ご契約に関するご照会
 - ・ご契約に関する苦情
 - ・告知に関するご照会
 - ・店舗のご案内
- ご照会内容により、次の方からのお申出をお願いいたします。
 - ・ご契約内容・諸手続きに関するご照会→保険契約者ご本人様
 - ・保険金等請求のご照会→保険契約者ご本人様または保険金等のお受取人様

あさひマイページのご案内

個人保険にご加入のお客様がご利用いただけるインターネットサービスです。
ご登録いただくことで、パソコン・スマートフォンにてご契約内容のご確認等いただけます。

○あさひマイページ

朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>)

- *ご契約の内容により「あさひマイページ」ではお取扱いできない場合があります。
また、ケガ（災害原因）でのご請求はお取扱いできません。



指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 特に● クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について …… 14ページ
- 健康状態、職業などの告知義務について …… 23ページ
 - 責任開始の時について …… 25ページ
 - 保険金等をお受取りいただけない場合について …… 38ページ
 - 失効、復活について …… 46ページ
 - 解約、減額、返戻金について …… 47ページ
 - 社員配当金のお支払いについて …… 49ページ

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら以下にお問い合わせください。なお、この冊子は、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

当社の職員または当社から委託した担当者が確認のため、電話や訪問をさせていただく場合があります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

●お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様に電話をさせていただく場合があります。

●保険金等のご請求時の確認・照会について

保険金等のお支払いのご請求に際して、後日、保険金等をお支払いするための確認・照会にご本人様や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

保険金等のご請求について

保険金等をもれなくご請求いただくためには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、保険金等の支払事由が生じた場合(お受取りの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかに当社の担当者またはお客様サービスセンター(☎[®] 0120-714-532)までご連絡ください。

保険金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

朝日生命保険相互会社

本社 / 〒160-8570 東京都新宿区四谷 1-6-1

◎電話によるご契約のご相談、お手続き、店舗案内(お客様サービスセンター)

☎[®] 0120-714-532

◎朝日生命のホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

取扱店・取扱担当者



環境にやさしいインキを使用しています。